

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

51

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し

## 提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県

## 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。

## 具体的な支障事例

地方創生移住支援事業の事業主体は都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。このため、県が管内全市町の移住支援金の給付要望人数に応じて事業を行うことは、県の財政負担が大きく、厳しい財政状況の下では困難であり、当該制度を活用して移住支援に取り組もうとする市町を支援しきれないことになる。また、広域行政を担う県と住民との距離が近い市町とではそもそも役割が異なることから、施策の優先順位や財政措置に自ずと差異が生じるため、積極的に本事業を実施したい市町は、県との考え方が違うことにより本事業に申請できない場合がある。(なお、本県では令和元年度、移住支援金を給付する移住者の目標人数を5人(世帯)に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被害が特に大きかった3市に事業所が存在する企業としている。)

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

積極的に当該制度を活用したいと考える市町村が単独で申請できるようになれば、県の財政状況等に影響を受けることなく市町村が主体的に移住支援事業に取り組むことができる。

## 根拠法令等

平成30年12月21日付 内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」  
2019年度地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)に関するQ&A

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

京都府、朝倉市、熊本市

○それぞれの地域の実情を踏まえて取り組む市町村の意向が尊重されるべきであり、都道府県との共同提案のみに制限することなく、単独での提案も可能とする仕組みが必要である。  
○財政的な理由のみで市町村独自の取組みを制限する理由はなく、制度改正の必要性を感じる。

## 各府省からの第1次回答

地方創生移住支援事業については、単なる移住を支援するものではなく、移住して地域経済への波及効果等の観点から重要な法人へ就業することを支援するものである。

このため、当該法人を選定し、当該法人の求人情報を東京圏の移住希望者に提供するためのマッチングサイトを構築・運用する、マッチング支援事業(事業主体:都道府県)と連携して実施することとしている。

このような法人の選定、マッチングサイトの構築・運用との連携といった仕組みを踏まえれば、地方創生移住支援事業については、市町村が単独で取り組むのではなく、マッチング支援事業の事業主体である都道府県と連携して取り組む方が、効率的かつ効果的であり、政策意図の徹底も図られると考えている。

なお、御指摘の財政負担については、現行の事務連絡(※)において、地方分の財政負担割合を「原則として」都道府県1/4・市町村1/4としつつも、地域の実情等に応じて変更することを可能としている。このため、都道府県の財政負担割合を減らし、市町村の財政負担割合を増やすことも可能である。

※平成30年12月21日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプに係る実施計画等の作成及び提出について)」の別添1-1「移住支援事業・マッチング支援事業について」のIの1において、「財政負担割合は、国1/2とし、地方分は、原則として、移住支援金、移住支援金の支給に係る事務経費のいずれについても、都道府県1/4、市町村1/4とする。」と記載している。

また、上記の地方負担分の考え方については、趣旨を明確化する観点から、事務連絡により各都道府県に周知することとする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生移住支援事業については、都道府県が運営するマッチングサイトに移住支援金対象求人を掲載すること(平成30年12月21日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡 別添1-1<I. 移住支援事業>4(A)(2)①の2つ目の「・」)が移住支援金の支給要件であるため、市町村の単独申請が可能となっても、移住支援金対象求人の選定等に際し、都道府県との事務的な連携は必要不可欠である。

また、地方創生推進交付金の申請手続や会計事務など、市町村に関する交付金事務について、都道府県は内閣府から事務委任を受けており、先駆・横展開タイプの市町村単独申請については、その事業内容を都道府県として把握しているため、地方創生移住支援事業においても、同様の事務委任を受ければ、市町村単独申請についても、その事業内容を都道府県として把握することが担保されると考える。

これらの理由から、市町村の単独申請が可能になったとしても、都道府県の関与が前提となることは現状と変わらず、新たな支障も生じないと考える。

財政的な負担については、現行制度のまま都道府県の負担割合を下げることに市町村の理解を得ることは、県との共同申請が前提である以上は困難と考えられるが、都道府県との共同申請と市町村単独申請の選択が可能となった上で市町村単独申請を選ぶ市町村は、財政的な負担について納得した上で申請することになるため、都道府県の財政負担に関係なく本事業を実施したい市町村は積極的に本事業を活用することができ、本事業の一層の活用促進に資すると考える。

以上のことから、地方創生移住支援事業について、市町村の単独申請を可能としていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

## 各府省からの第2次回答

御指摘の財政負担については、現行制度において、地方分の財政負担割合を「原則として」都道府県1/4・市町村1/4としつつも、地域の実情等に応じて変更することを可能としている。このため、都道府県の財政負担に関係なく本事業を実施したい市町村が積極的に本事業を活用することができるよう、措置済みである。

また、上記の財政負担の考え方については、趣旨を明確化する観点から、事務連絡により各都道府県に周知することとする。